

令和6（2024）年度
包括外部監査結果報告書
（概要版）

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

令和7（2025）年2月

川崎市包括外部監査人

公認会計士 小俣雅弘

目次

I. 包括外部監査の概要	1
(1) 外部監査の種類	1
(2) 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(3) 事件を選定した理由	1
(4) 包括外部監査人及び補助者	1
(5) 包括外部監査の対象・実施期間	2
(6) 主な監査要点	3
(7) 主な監査手続	3
(8) 「監査の結果」と「意見」	4
(9) 利害関係	4
II. 監査の結果及び意見	5
(1) 監査の結果について	5
(2) 監査対象の基金、指摘及び意見	7
(3) 指摘及び意見	8
① 【意見】 減債基金以外の基金の運用手法の検討について	8
② 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について	9
③ 【意見】 減債基金からの借入の確実な返済について	11
④ 【意見】 基金収支状況集計表のシステム化について	13
⑤ 【意見】 基金の活用方針について	13
⑥ 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について	14
⑦ 【意見】 基金充当事業の検討について	16
⑧ 【意見】 中長期の積立計画の作成について	16
⑨ 【意見】 基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について	17
⑩ 【指摘】 募金の回収手続について	17
⑪ 【意見】 募金箱のあり方の検討について	18

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満について切り捨てにより表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料や川崎市から入手した資料等については、千円単位等で端数処理がされているものは、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

1. 包括外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

(2) 選定した特定の事件（監査テーマ）

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

(3) 事件を選定した理由

地方自治法第 241 条では基金について、条例の定めるところにより積立、管理が適切に実施されるとともに、確実かつ効率的な運用が求められている。また、特定の目的のために積み立てられた基金については、その目的に沿った事業が適切に遂行される必要がある。

川崎市の令和 6 年 5 月末における基金数は 33 であり、その残高総額は 3,388 億円である。これは、令和 5 年度の川崎市の一般会計予算規模 8,600 億円の 39%に当たり、その金額的重要性は高いと言える。さらに、令和 6 年度予算においては減債基金からの新規借入が 157 億円計上されており、借入総額は 674 億円に達している。減債基金からの借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行われているとのことであるが、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めることが必要とされている。

そのため、各基金の積立について必要な額が積み立てられているか、取崩しについて設置目的に従って必要な事業に充当されているか、運用について確実性、効率性は確保されているか等を確認することは、市の財政の健全性という観点から有用であると考えた。

このような状況を踏まえ、基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について合規性、事業の執行の有効性、運用の効率性等について監査することは意義があると考え、今回の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

(4) 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	小俣 雅弘	公認会計士
補助者	板垣 宏一郎	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	佐々木 智弘	公認会計士
同	山本 夏海	公認会計士

同	神戸 亮太	公認会計士
同	疋田 翔	公認会計士
同	小林 大輔	会計士補

(5) 包括外部監査の対象・実施期間

① 対象

令和5年度末に設置されている全ての基金を対象とした。

(監査対象の基金)

No.	基金名	所管局	所管課
1	財政調整基金	財政局	財政課
2	減債基金	財政局	資金課
3	土地開発基金	財政局	資産運用課
4	スポーツ振興基金	市民文化局	市民スポーツ室
5	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	市民文化局	市民文化振興室
6	文化振興基金	市民文化局	市民文化振興室
7	国際交流基金	市民文化局	多文化共生推進課
8	競輪施設等整備事業基金	経済労働局	公営事業部総務課
9	競輪事業運営基金	経済労働局	公営事業部総務課
10	勤労者福祉共済事業基金	経済労働局	労働雇用部
11	地域環境保全基金	環境局	企画課
12	資源再生化基金	環境局	減量推進課
13	国民健康保険財政調整基金	健康福祉局	医療保険課
14	介護保険給付費準備基金	健康福祉局	介護保険課
15	公害健康被害補償事業基金	健康福祉局	環境保健・アレルギー疾患対策担当
16	心身障害者福祉事業基金	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課
17	動物愛護基金	健康福祉局	生活衛生担当
18	大規模災害被災者等支援基金	健康福祉局	総務部危機管理担当
19	長寿社会福祉振興基金	健康福祉局	地域包括ケア推進室
20	民間社会福祉事業従事者福利厚	健康福祉局	地域包括ケア推進

No.	基金名	所管局	所管課
	生等事業基金		室
21	子ども・若者応援基金	こども未来局	企画課
22	災害遺児等援護事業基金	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
23	都市整備事業基金	まちづくり局	企画課
24	鉄道整備事業基金	まちづくり局	交通政策室
25	市営住宅等修繕基金	まちづくり局	住宅整備推進課
26	市営住宅等敷金基金	まちづくり局	住宅整備推進課
27	緑化基金	建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課
28	等々力陸上競技場整備基金	建設緑政局	みどりの管理課
29	墓地整備事業基金	建設緑政局	霊園事務所
30	港湾整備事業基金	港湾局	庶務課
31	災害救助基金	危機管理本部	危機管理部
32	奨学事業基金	教育委員会事務局	学事課
33	学校給食運営基金	教育委員会事務局	健康給食推進室

② 実施期間

令和6年8月1日から令和7年1月26日まで

(6) 主な監査要点

包括外部監査の主な監査要点は以下のとおりである。

- ・ 積立について、必要な額が積み立てられているか、又は過剰に積み立てられていないか。
- ・ 積立方法は適切に整備・運用されているか。
- ・ 取崩について、充当事業は設置目的に従って適切か。
- ・ 取崩方法は適切に整備・運用されているか。
- ・ 運用について、確実性、効率性は確保されているか。
- ・ 運用方法は適切に整備・運用されているか。

(7) 主な監査手続

包括外部監査の主な監査手続は以下のとおりである。

- ・ 基金に係る条例等を査閲し、基金の概要を把握する。
- ・ 基金の直近推移、現在高を把握し、異常性の有無を把握する。

- ・ 各基金について所管課へヒアリング及び書面調査を実施する。

(8) 「監査の結果」と「意見」

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

(9) 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果について

今回の包括外部監査では、これまで川崎市の包括外部監査では一度も監査テーマとされたことがなかった基金を監査対象とした。

基金に関する事務については、監査を通じて法令、条例、規則、要綱等に抵触する事項は少ないことがわかったため、今回は、市民にとってはあまりなじみがないものと思われる基金の全体像を明らかにし、厳しい財政状況の中で基金をより有効に活用するための意見を行うことを主眼にして監査を行った。

監査の実施結果については、基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について合規性の観点から大きな問題は発見されなかった。

なお、川崎市では基金を一般財源等の他の財源との組み合わせで活用しているため、大部分の基金で積立方針、積立目標額が設定されていない。そのため、基金をどの程度活用するかは毎年の予算編成の過程で決定されるものであり、基金財源単独での事業実施を想定していない以上、他団体とは異なり基金の積立方針や積立目標額の設定については監査要点としたものの、指摘や意見の対象とはならなかったことを補足する。

意見については、前述のとおり厳しい財政状況に対して、川崎市が財政処理上のツールとして基金を有効活用するための提案等を行っている。

はじめに基金の運用面において、現状、市は複数の基金を一体のものと捉え、基金を一元的に管理し、運用する手法である一括運用を採用しているが、有価証券での運用は減債基金の資金に該当する部分になっているため、減債基金以外の資金についても、より期間が長い預金又は有価証券による運用を検討してもよいのではないかと提案した。

また、基金利子収入をもって事業の財源としている基金において実施している事業では、これまでの低金利も影響し、事業費全体に占める基金財源（基金利子収入）の割合は低く、一般財源等他の財源の投入割合が多くなっている。そのため、寄附等によって資金を集めやすい基金については、他の寄附集めの好事例を横展開し、基金及び実施事業に関する情報開示をより充実させること、電子マネーでの寄附等、寄附手法を増やすことで、基金による財源確保を図ることも考えられる。

加えて、減債基金に関連して、一般会計の収支不足の補填として、減債基金からの借入を行っているが、令和6年3月末で借入の累積額が517億円と多額になっており、当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。

さらに、基金に関する財務事務についても適正性を確保しながら、業務の効率性を図ることができるよう、基金管理簿での管理からシステム化の検討を提言している。

その他、市の基金を統括している財政局資金課では毎年、基金概況調査を行い、所管課が

考える基金に関する現状の問題点、今後の課題を把握している。当該基金概況調査に記載されている現状の問題点、今後の課題については、今回の包括外部監査でも所管課へのヒアリング等で確認することができた。このような調査を毎年行い、所管課が考える問題点、課題を把握することは市の基金全体をモニタリングするという点で良い取組みであると考え。今後は寄附の好事例の横展開など、把握した問題点、課題について、PDCAによる機能を発揮し、解決に向けた横断的取組が可能なものは積極的に実施していくことで基金の更なる有効活用につながると考える。

基金は「会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入をもってこれに充てる」とする会計年度独立の原則の例外であり、年度を超えた機動的な財政出動を可能とするものである。財政処理上のツールとして更なる活用ができるよう期待する。

(2) 監査対象の基金、指摘及び意見

「I.包括外部監査の概要 (5) 包括外部監査の対象・実施期間 ①対象」に記載のとおり、令和5年度末に設置されている川崎市の全ての基金を監査対象としている。

監査の結果発見された指摘、意見を監査対象の基金ごとに整理すると以下のとおりである。

No.	指摘・意見	基金名	内容
1	意見	—	減債基金以外の基金の運用手法の検討について
2	意見	奨学事業基金	寄附金増額に向けた取組の検討について
3	意見	減債基金	減債基金からの借入の確実な返済について
4	意見	—	基金収支状況集計表のシステム化について
5	意見	文化振興基金	基金の活用方針について
6	意見	文化振興基金	寄附金増額に向けた取組の検討について
7	意見	国際交流基金	基金充当事業の検討について
8	意見	競輪施設等整備事業基金	中長期の積立計画の作成について
9	意見	市営住宅等敷金基金	基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について
10	指摘	等々力陸上競技場整備基金	募金の回収手続について
11	意見	等々力陸上競技場整備基金	募金箱のあり方の検討について

(3) 指摘及び意見

① 【意見】 減債基金以外の基金の運用手法の検討について

令和 5 年度における基金の運用においては、有価証券での運用は減債基金に対応する部分のみとなっており、令和 6 年 3 月 31 日時点における減債基金残高は 266,977 百万円で、有価証券残高は 156,501 百万円である。

減債基金に対応する部分のみ有価証券で運用している理由は、減債基金は市債償還に合わせて取崩を行っており、償還時点までは取崩が生じないことから、長期間の運用を前提とした有価証券での運用に適していることによるものである。減債基金以外の基金については、一般財源等の他の財源との組み合わせで事業に充当するという財政処理上のツールとして利用している実態から、毎年度の予算策定時に基金からの充当額が決まるところ、急な取崩や場合によっては基金自体の廃止による一般会計への繰戻が生じる可能性もあり、長期間の運用を前提とした有価証券での運用に適さないとのことであった。そのため、令和 5 年度までは、減債基金以外の部分は、主に 1 か月以内の短期の定期預金による運用が行われていた。

しかしながら、減債基金以外の基金の取崩の実態を確認したところ、前年度の基金残高に対する基金取崩の割合（取崩率）は過去 3 年間では平均して 9.4%で、取崩額の平均は約 48 億円であった。

単位：千円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	平均
前年度残高（※）	47,521,646	48,744,124	53,475,948	49,913,906
新規積立（※）	5,017,849	7,626,213	5,049,395	5,897,819
利子積立額（※）	205,227	197,371	193,560	198,719
取崩額（※）	4,000,606	3,091,771	7,360,292	4,817,556
取崩率	8.4%	6.3%	13.7%	9.4%

※基金収支状況集計表から減債基金を除いた金額を集計

減債基金部分以外の残高は過去 3 年の平均で約 499 億円であり、取崩額の平均が約 48 億円であることを考慮すれば、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金、有価証券での運用を検討する余地はあると考える。仮に取崩額平均の 5 年分程度は急な取崩・廃止等に備えて、これまでどおり短期の預金で運用するとしても、残り 250 億円程度は、より期間の長い定期預金、有価証券による運用は可能と考える。

また、減債基金部分は市債償還の時期も考慮し、10 年債、20 年債、30 年債といった長期の有価証券で運用されているが、減債基金部分以外はこのように長期に渡って基金資金の

固定化が生じる可能性は低いことから、運用期間については減債基金部分より短くなることが想定されるものの、運用期間には十分に留意したうえで、より期間の長い定期預金、有価証券による運用は可能と考える。

川崎市は基金運用の方法として一括運用を採用している。一括運用のメリットとしては、基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能であるという点が挙げられる。過去の取崩の実態から一定の流動性を確保したうえで、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金や有価証券による運用を検討することが望まれる。今後、金利が上昇することも予想され、基金を有効活用することで機会損失を回避し、川崎市の健全な財政運営に寄与する改善提案とする。

② 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について

(奨学事業基金)

当該基金はその利子収入を事業費に充当する財源としているが、近年の低金利による利子収入の減少により、一般財源等の他の財源の事業費に占める割合が高くなっている。そのため、将来的に渡って事業を安定的に実施するうえで、当該基金の周知や寄附金の募集に関する通知などによって寄附金を増額し、基金積立の充実を図ることが課題になっていると言える。

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的組織の独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつでもどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、奨学事業基金においても寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

【独立行政法人の寄附金収入拡大に向けた取組】

寄附を行いやすくなるための工夫

○**本de寄付⇒親しみやすく、参加しやすい寄附**
読み終わった本、CD等を大手中古書店業者に買い取っていただき、その買取金額が寄附金となる。高齢者の利用が多いことから、高齢者向け情報誌に広告を掲載するなどの工夫をしている。

○**企業協働プロジェクト⇒手間なく社会貢献できる寄附**
企業からの寄附金を直接、特定の活動の支援に充てるプログラム。企業の社会貢献活動への考え方の変化に対応し、寄附を行った企業自身の貢献度を見えやすくする。企業が関連の深い分野・地域を選び、企業のプロジェクトとしてPR可能。
機構が支援先の募集・審査・支払等を行うため、企業は手間なく環境保全活動に参画可能。

○**地球環境基金サポーター⇒継続的に見える寄附**
寄附者が継続的に寄附を行えるよう2種類の寄附方法（毎月、毎年）を用意。

○**電子マネーによる寄附⇒いつでも少額から見える寄附**
若者の利用が多い電子マネーの普及に鑑み、2021年から「J-Coin Payのぼちっと募金」「メルカリ寄付」による電子マネーを利用した寄附の受付を開始。
※ 以前からの常設募金箱や金融機関からの振込に加え、クレジットカードのオンライン決済やポイントを利用した寄附など、多様な寄附方法を用意（右図）



寄附金事業の認知度向上の工夫をしている事例

SNSの活用等により認知度の向上に努めている事例
【国立成育医療研究センター】
→ p 4



ホームページへの掲載を工夫している事例
【理化学研究所】
【宇宙航空研究開発機構】
→ p 5,6



(出所：第 38 回独立行政法人評価制度委員会資料)

【独立行政法人国立文化財機構 寄附ポータルサイト】

国立文化財機構 寄附ポータルサイト

施設からさがす 寄附事業をさがす 会員制度をさがす 遺贈寄附 寄附をお考えの方へ

ホーム / 寄附・会員制度をさがす

寄附事業一覧

			
東京国立博物館 博物館常葉への寄附金 1,000円～	京都国立博物館 文化財保護基金 1,000円～	奈良国立博物館 文化財修復保存基金 1,000円～	奈良国立博物館 リサイクル募金 査定額による

(出所：独立行政法人国立文化財機構ホームページ)

③ 【意見】 減債基金からの借入の確実な返済について

減債基金の繰替運用については、年度末に一度、繰戻を行うものの、再度、翌年度に繰替運用を予算計上し実行することで、繰替運用額が累積し、実質的に長期借入を行うことと同様の状況になっている。この減債基金からの借入金については、令和 5 年度末で 517 億円と多額になっている。

減債基金への返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和 4 年 3 月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和 10 年度以降に毎年の返済額を 20 億円として仮計上している。

当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。また、市の収支フレームでは、令和 10 年度以降、毎年 20 億円の返済が記載されているが、当該収支フレームを踏まえ確実な返済を行うことが望まれる。

(収支フレーム)

(単位 億円)

	収支フレーム期間						収支見通し期間				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
国庫支出金	1,467	1,621	1,487	1,516	1,507	1,544	1,544	1,522	1,559	1,542	1,530
市債	628	861	636	578	489	538	583	543	697	505	421
その他特定財源	1,020	1,087	1,103	1,086	1,079	1,098	1,081	1,083	1,084	1,081	1,079
一般財源合計	4,155	4,321	4,382	4,393	4,460	4,504	4,514	4,547	4,579	4,590	4,582
歳入合計	7,270	7,890	7,608	7,573	7,535	7,684	7,722	7,695	7,919	7,718	7,612
減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
投資的経費	959	1,324	1,097	1,008	875	988	1,019	943	1,166	946	819
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	180	145	135
大規模な投資的経費(新規分)	1	2	6	45	55	128	150	139	267	127	101
大規模な投資的経費(継続分)	411	805	467	272	153	188	225	192	172	188	123
基礎的な投資的経費	547	517	624	691	667	672	644	612	547	486	460
一部の社会保障関連経費	2,277	2,374	2,445	2,465	2,520	2,549	2,561	2,574	2,589	2,604	2,615
高齢者福祉	401	425	428	427	429	440	446	453	462	471	476
障害者福祉	513	541	568	567	585	579	585	591	597	603	609
生活保護	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578
保育事業(待機児童対策)	739	784	825	847	882	906	906	906	906	906	906
小児医療費助成	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
公債費(諸費を除く)	707	725	734	730	720	701	695	695	675	691	688
管理的経費・政策的経費	3,613	3,706	3,538	3,490	3,469	3,436	3,439	3,445	3,454	3,440	3,453
職員給与費	1,468	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
管理的経費	684	694	694	669	667	667	665	663	662	662	665
政策的経費(中学校給食(IPF)含む)	1,461	1,536	1,368	1,345	1,326	1,293	1,298	1,306	1,316	1,302	1,312
歳出合計	7,556	8,129	7,814	7,693	7,584	7,674	7,714	7,677	7,904	7,701	7,595
収 支	▲ 286	▲ 239	▲ 206	▲ 120	▲ 49	10	8	18	15	17	17
減債基金からの借入残高	813	1,052	1,258	1,378	1,427	1,427	1,427	1,407	1,387	1,367	1,347
決算見込ベース											
減債基金からの新規借入 (返済は△表記)	129	194	161	75	4	△ 55	△ 53	△ 83	△ 80	△ 82	△ 82
減債基金からの借入残高	656	850	1,011	1,086	1,090	1,035	982	899	819	737	655

※決算における収支改善を見込む(年45億円H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算)

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(出所：今後の財政運営の基本的な考え方(令和4年3月改定))

④ 【意見】 基金収支状況集計表のシステム化について

川崎市が保有する全ての基金の現在高を把握し、管理する資料として「基金収支状況集計表」が財政局資金課において作成されている。当該集計表は基金名称、所管局、増減高、増減内訳（積立額、処分額）、会計年度末の現在高及び保管方法が記載されており、市が保有する基金の状況を一覧できる資料となっている。

現状、当該基金収支状況集計表は Excel による手作業での作成となっている。具体的には前会計年度末現在高を基礎に会計年度期間中の増加額については、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける積立の伝票から把握した新規積立、利子積立の計数を Excel に手入力し、減少額についても同様に、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける取崩の伝票から把握した処分額の計数を Excel に手入力することで、当該会計年度末の現在高を算定している。当該作業を全ての基金において実施しているが、手入力のため非効率であり、入力誤りのリスクもある。さらに入力誤りがあった場合の発見についてであるが、単純な金額の入力誤りであれば、会計年度末の現在高合計が基金運用先の預金や有価証券の残高証明書等の合計額と一致せず発見可能と考える。しかしながら、各基金の増減額の入力において入り繰りによる入力誤りがあった場合、個別基金の現在高には誤りが生じるが、基金合計額では残高証明書等と一致することから誤りは発見できない。

以上から、基金の増減高、現在高に誤りが生じるリスクの回避、業務効率性の観点から、可能なかぎり計数の手入力が生じないように、将来的には、例えば財務会計システムから出力したデータを取り込みことにより、基金の増減額が手入力ではなく作成されるなど、基金収支状況集計表のシステム化を検討してもよいと考える。

⑤ 【意見】 基金の活用方針について

（文化振興基金）

川崎市出身の詩人・童謡作家であり、高津区諏訪で小黒恵子童謡記念館（以下「童謡記念館」という。）を開設して、童謡文化の普及啓発に取り組んだ小黒恵子氏が平成 26 年 4 月に逝去し、童謡記念館の土地や建物、展示資料などの財産を川崎市に遺贈すると遺言を遺された。市ではこれらの遺贈を受け、基金に積み立て、童謡文化の普及啓発と地域の憩い、交流の場とすることを目的として、童謡記念館を運営している。

そのため、当該基金の内訳として小黒恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されている。小黒恵子氏の遺贈部分の基金残高は 207,127 千円（令和 6 年 5 月 31 日時点）であるが、当該遺贈部分の基金は童謡記念館の収支補填のために取り崩されており、令和 5 年度の取崩額は 10,952 千円である。

このままの取崩では遺贈部分の基金残高は 20 年程度で枯渇することになるため、基金残高が十分にある現時点において、当基金の活用方針を検討することが必要と考える。

⑥ 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について

(文化振興基金)

上述のとおり、当該基金では小黒恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されているが、現状の取崩額が続く場合、基金残高は20年程度で枯渇することになる。この点、基金残高の枯渇を防止する方法として、寄附金増額に向けた取組の検討が考えられる。

現状、文化振興基金に関するホームページでは寄附金募集と文化振興基金の仕組みの紹介のみで、童謡記念館の管理運営といった基金を財源とした事業の紹介はなされていない。

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的機関である独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつでもどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

【独立行政法人の寄附金収入拡大に向けた取組】

寄附を行いやすくなるための工夫

◎**本de寄付⇒親しみやすく、参加しやすい寄附**
読み終わった本、CD等を大手中古書店業者に買い取っていただき、その買取金額が寄附金となる。高齢者の利用が多いことから、高齢者向け情報誌に広告を掲載するなどの工夫をしている。

◎**企業協働プロジェクト⇒手間なく社会貢献できる寄附**
企業からの寄附金を直接、特定の活動の支援に充てるプログラム。企業の社会貢献活動への考え方の変化に対応し、寄附を行った企業自身の貢献度を見えやすくする。企業が関連の深い分野・地域を選び、企業のプロジェクトとしてPR可能。
機構が支援先の募集・審査・支払等を行うため、企業は手間なく環境保全活動に参画可能。

◎**地球環境基金サポーター⇒継続的に見える寄附**
寄附者が継続的に寄附を行えるよう2種類の寄附方法（毎月、毎年）を用意。

◎**電子マネーによる寄附⇒いつでも少額から見える寄附**
若者の利用が多い電子マネーの普及に鑑み、2021年から「J-Coin Payのぼちっと募金」「メルカリ寄付」による電子マネーを利用した寄附の受付を開始。
※ 以前からの常設募金箱や金融機関からの振込に加え、クレジットカードのオンライン決済やポイントを利用した寄附など、多様な寄附方法を用意（右図）



寄附金事業の認知度向上の工夫をしている事例

SNSの活用等により認知度の向上に努めている事例
【国立成育医療研究センター】
→ p 4



ホームページへの掲載を工夫している事例
【理化学研究所】
【宇宙航空研究開発機構】
→ p 5,6



(出所：第 38 回独立行政法人評価制度委員会資料)

【国立文化財機構 寄附ポータルサイト】

国立文化財機構 寄附ポータルサイト

施設からさがす 寄附事業をさがす 会員制度をさがす 選贈寄附 寄附をお考えの方へ

ホーム / 寄附・会員制度をさがす

寄附事業一覧

			
東京国立博物館 博物館常設への寄附金 1,000円～	京都国立博物館 文化財保護基金 1,000円～	奈良国立博物館 文化財修復保存基金 1,000円～	奈良国立博物館 リサイクル募金 査定額による

(出所：独立行政法人国立文化財機構ホームページ)

⑦ 【意見】 基金充当事業の検討について

(国際交流基金)

当該基金の設置目的は川崎市基金条例第3条第1項に記載のとおり、「国際交流事業の資金に充てる」ことであり、基金を財源として実施される可能性がある事業としては、「国際交流事業の資金、国際交流に関する企画、調査、研究、研修、情報の収集・提供及び各種行事の開催等並びに国際交流の実施」、「川崎市国際交流協会への運営助成」である。

当該基金の仕組みとして、「積み立てた基金から生じる利息を広く国際交流のために役立てるもの」となっており、基金の取崩がない状況であるが、今後5年間の資金計画では外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定として年間5百万円の取崩が計画されている。

このように、資金計画では基金の取崩が計画されているものの、取崩による充当事業については「今後、外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定」との方針はあるものの具体的に充当が予定される事業が決まっているわけではない。

財政処理上のツールとして基金を有効活用する意味でも、具体的な基金充当事業については引き続き検討が必要と考える。

⑧ 【意見】 中長期の積立計画の作成について

(競輪施設等整備事業基金)

現状、当該基金の毎年度の積立額については、競輪事業特別会計で生じた余剰金を基礎に、一般会計への繰出金との調整によって決まる仕組みである。また、今後の施設・設備の整備スケジュールについては令和13年度まで作成されている状況である。

今後の基金の充当先としては、川崎競輪場再整備基本計画に基づく競輪場再整備事業や施設の老朽化に対する維持補修に関する支出となるが、このような施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となり、再整備等を行う年度の競輪事業の収益のみでの対応は難しく、基金財源との組み合わせで対応する予定とのことである。この点については基金を財政処理上のツールとして利用するという市の方針に従った運用であるが、実際の整備や補修の実施年度において潤沢な事業収益があることは保証されておらず、施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となることも考慮し、基金財源の確保が必要と考える。

特に当該基金の積立財源は競輪事業特別会計で生じた余剰金であり、寄附金を積立財源としているような基金とは異なり、中長期的な積立計画の作成が可能で、そのような積立計画に従った基金財源の確保を検討することも可能と考える。

基金はあくまでも財政処理上のツールであり、事業実施時における当該年度の事業収益のみでは不足する金額について、基金財源で対応するという考えであるが、当該実施事業は施設整備等により多額の支出が見込まれるもので、基金財源の確保も重要であり、かつ特別

会計で生じた余剰金が積立原資であることから、寄附金を積立財源としている基金より積立計画が立てやすいと考える。また、そのような中長期の積立計画があることにより、事業費のうち、どれくらいを基金財源で賄うかの目安となり、財政処理上のツールとしての基金の有効活用にもつながると考える。

以上から、当該基金については基金財源を確保するための中長期的な積立計画の作成を検討してもよいと考える。

なお、令和 6 年度において財政局との予算編成の調整も経た上で、中長期的な計画の作成に向けて具体的な作業に着手している。

⑨ 【意見】 基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について

(市営住宅等敷金基金)

当該基金については特定の事業を行うために積立・取崩が行われるものではなく、入居者からの敷金を返還時まで積み立てておく、いわば預り金の性質を有するものである。そのため、市営住宅への新規入居者から敷金の受領があった場合、市営住宅管理システム上、敷金の入金処理を行い、敷金の返還が行われた場合、敷金の返還処理を行っており、一方、基金では年に一度、敷金の受領金額を積み立て、返還金額を取り崩していることから、システム上の敷金残高と基金残高は基本的には一致することになる。

仮に市営住宅管理システムの入力処理に誤りがあった場合や、基金の管理上の誤りがあった場合、両者は一致しなくなる可能性がある。そのような誤りを早期に発見するためにも定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことは有効と考える。

また、基金の実在性の検証でも記載したとおり、ストック情報としての基金の実在性を確認する意味でも、さらに当該基金は退去時に入居者へ返却が必要な点で債務性を有するものである点からも残高照合は重要と考える。

以上から、定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことを検討する必要があると考える。

⑩ 【指摘】 募金の回収手続について

(等々力陸上競技場整備基金)

等々力陸上競技場整備基金は等々力陸上競技場の改修に役立てることを目的として積み立てられているため、等々力陸上競技場、等々力陸上競技場をホームグラウンドとして活動しているサッカーチーム川崎フロンターレの事務所、公式グッズショップ、川崎フロンターレが運営するフットサルコートであるフロントاون鷺沼に当該基金への募金箱が設置されている。

募金箱の寄附金については、定期的に市職員によって回収されているが、現状、回収作業は職員1人で行っているため、盗難・紛失のリスクは回収を複数人で行った場合に比べて高いと言える。また、川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱では、「募金箱内の収納額を確認する場合は、複数の金銭取扱員等の立ち合いのもと行う」ことが定められているため、当該要綱に従った回収作業となっていない。

募金箱の寄附金自体は少額であるが、盗難・紛失といった事故が起こった場合、その影響は大きいことから、募金箱の寄附金の回収は寄附金の収納に関する要綱に従い複数人で行う必要があると考える。

⑪ 【意見】募金箱のあり方の検討について

(等々力陸上競技場整備基金)

同基金における寄附の主な手段は、団体からの寄附やふるさと納税であり、当該募金箱における寄附金が少額であること、また、回収や収納に関する職員の負担が収納金額に比べて大きくなっていることから、費用対効果も踏まえた募金箱のあり方を検討することが望まれる。